

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成

耐震診断
 対象：市内にある木造住宅で、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）施行前に建築した、自らが所有し居住している住宅
 助成金額：耐震診断費用（消費税を除く）の2分の1以内（2万5000円を限度）
診断機関：東京都建築士事務所協会西多摩支部に属しているか東京都木造住宅耐震診断講習を修了した方で、市内に事務所などがある方
耐震改修
 対象：あきる野市耐震診断助成制度に基づき、耐震診断を受け「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅に対して、耐震改修を行うことで、一倒壊しないことが判断できる住宅
 助成金額：耐震改修にかかった費用（消費税を除く）の3分の1以内（30万円を限度）
施工業者：市内に事業所があり、建設業の建築工事業許可があるか、東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を修了した事業者
 その他、耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限り、予算の範囲内で、予算の範囲内です。
 紛らわしい業者に注意市では、特定の業者への委託は行っていません。また、国や都でも特定の業者委託した耐震診断、耐震改修事は行っていませんので、注意してください。
 問合せ：都市計画課指導係

東京文化財ウィーク 2008 東京都教育委員会賞を受賞

東京文化財ウィーク2008に参加した「東京都指定有形文化財（建造物）小机家住宅」の公開事業が、東京都教育委員会賞を受賞し、所有者の小机篤氏に賞状が授与されました。
 これは、個人所有として唯一の都指定文化財建造



物で、所有者の文化財としての公共性の理解と、文化財を今後も保存活用していくことという熱意の下に、特別公開が実現したことが評価されたものです。

耐震改修をした住宅への固定資産税の減額

対象住宅 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための改修工事を行った住宅

表 減額期間など

改修完了時期	減額期間
平成18年～平成21年	3年間
平成22年～平成24年	2年間
平成25年～平成27年	1年間

減額対象床面積...1戸当たり120㎡
 相当分まで減額金額...当該住宅に係る固定資産税額の2分の1

申請手続きなど 次の書類を持って、窓口で手続をしてください。
 固定資産税（住宅耐震改修）減額申告書
 耐震基準を満たすことを証明する書類

対象住宅 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための改修工事を行った住宅

耐震改修に要した費用を証明する書類
 改修後3か月以内に申告してください。
 申告・問合せ 課税課家屋資産税係



振り込め詐欺が発生

定額給付金の給付に關し市役所職員を名乗った不審電話が全国で相次いでいます。次のことに気をつけてください。
 市役所から、電話で「家族構成」「個人名」「口座番号」を問い合わせることはありません。
 市役所から、「定額給付金の書類が届いているか」を電話で問い合わせることはありません。
 申請書の郵送先が市役所以外になることは、ありません。
 不審な電話などがあつたら、警察署か市役所に連絡してください。
 問合せ：五日市警察署（955・0110）、福生警察署（551・0110）、市役所定額給付金担当

あきる野映画祭開催決定

毎年の夏の風物詩“あきる野映画祭”。今年は25回目の記念の年です。皆さんに満足いただけるよう、スタッフ一同、さまざまなイベントを企画中です。

市では、花や緑を通して多くの方々の交流やあきる野市の花いっぱい運動の輪が広がっていくことを目的に、オープンガーデン事業を進めています。現在、オープンガーデンとして登録している庭を見てまわります。

期日 4月27日(月)
 集合場所・時間 市役所 正面玄関 午前9時集合（午後4時解散予定）



花めぐりウォーキング参加者募集
 オープンガーデンをたずねて

内容 市内のオープンガーデンを市のバスと徒歩で見学します。
 対象 市内在住・在勤の方
 定員 40人（抽選）
 持ち物など 弁当・雨具 歩きやすい靴・服装

映像市・野外上映
 日時 7月18日(土)
 場所 映像市：まほろばホール
 野外上映：五日市ひろば

メインスクリーン
 期間 7月23日(木)～26日(日)
 場所 秋川キララホール

映像市作品募集
 7月18日(土)に行われる映像市で上映する作品を募集します。あなたの製作した映像作品をホールで上映しませんか！

申込み方法 4月7日(火)まで、往復はがき（1枚に2人まで）に「花めぐりウォーキング希望、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、申し込んでください」（返信用表面にも必ず郵便番号、住所、氏名を記入）
 問合せ 地域防災課地域振興係

備えよう 防火の心と 住警器

（住警器＝住宅用火災警報器）
 今お住まいの住宅にも、平成22年4月1日から火災警報器の設置が義務付けられます。
 あきる野市高齢者等住宅用火災警報器給付事業
 市では、対象となる世帯に1個、住宅用火災警報器を設置する事業を行っています。
対象 市町村民税非課税世帯（4、5月は平成20年度、6月以降は平成21年度）のうち次のいずれかの世帯
 65歳以上の方のみの世帯生活保護を受けている世帯
 中国残留邦人などの円滑な帰国の促進や永住帰国後の自立の支援に関する法律で支援給付を受けている世帯
 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
 愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯
 精神障害者保健福祉手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
 対象住宅 持ち家（借家は家主に設置義務）
 平成16年10月1日以降に新築や改築した住宅でないこと
 スプリングラー設備または自動火災報知設備を備えた住宅でないこと
 住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置されている住宅でないこと
 問合せ 地域防災課防災安全係

応募資格 市内在住・在勤・在学の方が、スタッフやキャストとして関わっている作品と、市内の映像が含まれているなど、あきる野にゆかりのある作品（プロ・アマは問いません）。
応募規定
 形式：ビデオテープかDVD
 作品：ジャンルは問いません。
 時間：30分以内のもの
 完成時期：平成19年4月1日以降完成の作品
応募方法 5月18日(月)までに、応募用紙に必要事項を記入の上、応募してください。

スタッフ（実行委員）募集
 「あきる野映画祭」では、いっしょにアイデアを出し合って活動を盛り上げられるボランティアのスタッフを募集しています。映画が好きなら、イベントや楽しいことが好きな方ならどなたでも大歓迎です。
 主な役割 上映作品の選定、イベント・パンフレットの企画、協賛金の募集、PR用VTRなどの企画・製作など
配付・応募・問合せ 商工観光課観光推進係（〒197-0814 二宮350 直通558・1893）